

令和4年5月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（14人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治
推進委員		加納	秋一
推進委員		早川	直
推進委員		田浦	克吉
推進委員		東	秀光
推進委員		川間	哲志
推進委員		重村	安治
推進委員		外山	安孝
推進委員		亘	幸世
推進委員		大江	義仁
推進委員		前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第7号 農用地利用計画変更に係る承認について

議案第8号 農地法第3条の規定による許可について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可について

議案第11号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第12号 農用地利用集積計画（機構法）の作成について

議案第13号 農用地利用集積計画（中間管理事業特例売買事業）の作成について

議案第14号 農地のあつ旋申出の受理及びあつ旋委員

議案第15号 買受適格証明書の発行について

議案第16号 令和3年度最適化の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について
 令和4年度最適化活動の目標設定について

6. 報告

報告第1号 合意解約に関する報告

報告第2号 相続の届出に関する報告

7. その他

① 2巡目農地総点検アンケート調査の進捗状況について（令和3年度実）

② 田畑売買価格調査について

③ 委員の公務災害保険加入について

④ 8・1調査について

⑤ 農地パトロール推進会議

⑥ 農業者年金受給者役員会の開催について（予定）

令和4年5月27日（金）午後2時～4時（役場結いホール）

⑦ 時期総会について

令和4年6月23日（木）午前9時から（役場結いホール）

議案締切日6月15日（水）現地確認調査6月16日（木）午後1時30分から

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大吉 憲仁 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 先山 照子 任用職員 中野 碧

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年5月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。開会にあたり会長の方からあいさつをお願い致します。
会長	皆さん、おはようございます。先月のこの会より今日まで会に呼ばれたのはこの間の18日の日に局長と鹿児島の方に上りまして研修を受けてきました。その中でしつこいように言われたのは指摘されてますが日報をちゃん書いてくださいという事で何回も確認をして普段書いてないような活動も記録を取ってくれという事でありました。それと、今契約が二種類あるんですけどそれを一本化する事を検討されてるみたいです。あとタブレットの納品も全く予定が分からないそうです。今年度中にくるのかも未定という事です。その中で来年の7月で我々も交代なんですけど、そのことがありまして他の地区からも仕事量ばかり増えて次に引き継ぐのが大変という意見が増えてるみたいです。その会場でも2名の発言がありました。上の方でもわかってるようなんですけどちゃんとした意見はありませんでした。我々もほとんどが来年の7月で交代なんですけど、皆が中々この状態で引き継ぐ相手を探すのは大変だという事を休憩の時間でも皆ブツブツ言ってるような状況です。ですから早めに対応してスムーズに行くようにとということでした。以上です。

事務局	会長ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議長	議事に入る前にここに我々の仲間に不幸が2ヶ月の間に2件出ています。西村さんからいきますか。
西村次長	はい、ありがとうございます。うちの父が4月16日に亡くなり皆さん弔問や法事など温かいお気持ち頂きありがとうございます、この場を借りてお礼にしたいと思います。どうもありがとうございました。
議長	伊地知委員。
伊地知委員	立派な花を頂きどうもありがとうございます。なんとか終わって、ホッとした所です。本当にありがとうございました。
議長	ありがとうございました。それでは、審議の前に資料の確認をします。
事務局	はい、資料を沢山配ってるので確認をしたいと思います。議案関係としまして4条5条の意見書2部綴られてます。あと、下の46ページと打ってあります差し替え用の1枚新規参入の促進ありますか。それが議事の関係で総会終了後にその他という事で、横書きの日報の記入例が3枚綴りあると思います、これは成果目標のときに説明します。続きまして農地借したい、買いたい総点検アンケートの集計と各字の規模拡大、縮小の人のみの名簿がついてると思います。その後に売買価格調査両面で全字載ってると思いますがこれが1枚、続きまして委員さんの公務災害補償これが1枚、その後に8・1調査についてというのが1部、後ろに台帳にの記入例があります。続きまして和泊農業委員会のパトロール推進会議の資料があると思います。これが6～7枚から航空写真があると思います。その後に相對の様式が一式があると思います。様式が少し減りまして皆さんにとってはいいと思うんですが、その後実質化された人農地プランという事で今年の1月から3月にかけて各字で人農地プランの話し合いとかせれて区長さんと名簿のチェックされたと思います。その結果という事で経済課の方が作成したものでお示ししてありますが、変更等あれば経済課か事務局のに伝えただけであれば対処します。資料大丈夫ですか。

議 長	<p>それでは、会に入りたいと思います。最初に議事録署名委員を久富さん山田さん私でいきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声) それでは議案に入ります。議案第7号農用地利用計画変更に係る承認について、農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出があったのでしたので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それではで説明致します。2ページになります整理番号1, 計画変更は除外です。土地の所在が大字和泊字貞理〇〇の一部 畑 面積が1,876の内122.92㎡ 自己所有地で自作地です。申請人は和泊〇〇にお住いの〇〇さんです。変更理由は農家住宅への通路に使用したいという事です。申請番号2こちらも除外となっております。大字和泊字貞理〇〇の一部 畑 面積が1,693㎡の内65.95㎡です。申請人は、同じく〇〇さんです。申請番号1の通路から繋げて住宅までの通路として一体的に使用するための除外を行い、その後転用となります。申請地は父親から譲り受けるため、所有権移転です。こちらは無償での移転となっております。この通路は先月の総会で農家用住宅という事で農地法第5条の許可済の農家住宅地への侵入通路としての申請です。当初の予定地が、亡き祖父名義の未相続地で登記を進めましたが、相続人の一部からの同意が得る事が困難になったため、今回の2件の除外申請が提出されました。申請地1は本人所有地で、この畑の北側の一部を分筆し、〇〇の宅地に隣接する形になります。農用地区域の縁辺から約2mに隣接しての除外です。その延長先に申請番号2の今年4月に転用した農家住宅地を分筆し、その残地の畑を侵入通路として分筆して除外します。</p> <p>申請地の南側には宅地が隣接している事と、この周辺は土地改良未整備地区になります。そのため、農地の広がりが見られないことから、他の農地への支障は最小限であると思われまます。このことから、農地区分は第2種農地の「その他の農地」と判断されます。そして除外するにあつたて農用地以外の用途に供することに必要かつ適当性があり代えることが困難である。という事で代替地の検討も行われましたが、所有者との交渉が決裂したため、申請にいたりました。このことから、要件は満たしていると思います。以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	はい、今の説明に質問等ありますか。
	無いですか。(なしの声)

	<p>それではお諮りします。 承認してよろしければ、挙手をお願いします。</p>
	<p>挙手多数</p>
議長	<p>挙手多数ですので、議案第7号は承認します。</p>
	<p>次に議案第8号農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、申請番号1番 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が国頭 大工蔵〇〇 畑 農振農用地 418㎡ 譲渡人が国頭在住 〇〇氏申請事由が贈与となっております。譲受人が国頭在住の〇〇氏です。申請事由が経営規模拡大の受贈です。この申請は農地法第3条第2項各項に該当しないと思われるため許可要件をすべて満たしていると思います。</p> <p>続いて申請番号2番 権利の種類が所有権の移転になります。土地の助剤が出花曲窪 〇〇 畑 農振農用地 614㎡ 譲渡人が喜美留在住 〇〇氏 申請事由がその他の資金となっております。譲受人が西原在住 〇〇氏です。</p> <p>申請事由が経営規模拡大のための買受です。この申請は農地法第3条第2項各項に該当しないと思われるため許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは1番からいきたいと思います。今井委員なにかありますか。</p>
今井委員	<p>はい、〇〇さんは現在72歳で息子さんも一緒に畜産業を営んでいます。この農地法調査書に従って聞き取りを行いました。なんの問題は無いと思われます。なんですか、この畑に関して〇〇さんの手に渡るまでに川間委員からお話しがあるのでお願いします。</p>
議長	<p>はい、どうぞ川間委員</p>
川間委員	<p>はい、2～3年前位だったと思うんですけど〇〇さんが亡くなられてその時土地の調査をした時に他の部分の畑が出てきましてその時に〇〇さんの手に渡るときに2筆借りた話になりまして〇〇さんはその畑があることが分からなくて縄で囲んであるような畑なんですけどもその畑は〇〇さんから購</p>

	<p>入する時にその畑が含まれているという事を分からずに〇〇さんが購入してこういう結果になってしまいました。</p> <p>今回僕が農業委員をしてたらこれで2件目なんですけれども農業委員の方が地図を持って行って。前回の件は隣同士が1筆になってるケースと畑の中に別の1筆が入ってるケースがあります。農業委員さんも地図の確認をしながらじゃないとこういう事があると思います。農地ナビ見たんですけどこの畑が出てこないんですよ。1筆含まれてるという感じで、農業委員会で境界線がある地図を見ないとこういう間違いも防げそうにないので皆さん気を付けたほうがよろしいと思います。以上です。</p>
議長	<p>実際はいつ動いたんですか、だいぶ昔じゃないですか？</p>
川間委員	<p>だいぶ昔ですね。</p>
議長	<p>〇〇さんの畑に〇〇さんの畑が入ってるということを知らなかったんですよ。</p>
川間委員	<p>はい、〇〇さんは気付いてませんでした。</p>
議長	<p>だよ、それを贈与で受けるという事ですよ。</p>
川間委員	<p>はい、〇〇さん達は〇〇さんから大きな畑を購入する時は気付かずに僕が調べたら実際1筆〇〇さんの土地が紛れ込んでますよという事で伝えたら全く気付かなかった感じで、〇〇さんもその中に自分の畑が入っている事も気付かなかったらしく、〇〇さんが〇〇さんから何筆か譲ってもらうときに離れてる所にあったという事で</p>
議長	<p>それと、ナビで出てこないと言ってましたよね。</p>
事務局	<p>確認したんですけど、地番はでてます。区画が出てなかったです。地番は中に入ってるんですけど区画が、表示されてないです。農業委員会の地図システムでは出てます。農地ナビが一つの畑に地番だけ打ってあって場所が分からないから区画が分からないという感じです。</p>
議長	<p>という事です。問題ないですよ。(はいの声)</p> <p>それでは許可をしたいと思います。それでは2番 川畑委員説明しますか。</p>

川畑委員	<p>出花 曲窪の〇〇なんですけど ここの畑は3年ほど前に 〇〇さんから売りのあつ旋が出ました。その時に〇〇さんはお父さんのの代からずっと畑を使ってこられて購入の話をしたんですけど 公社を通しての売買の件があつて金額が大きくて今は出来ませんという事でスキップという形になりました。〇〇さんも80歳過ぎて高齢になるので早めがいいんじゃないかという事で もう一度話を持っていったら 考えますという事になりました。この単価なんですけど10aあたり〇〇円となっておりますが 出花の表価格でいきますと下畑になって反、〇〇万円なんですけど、その中で見てもらったら分かるんですけど半分は緑となって、ここに昔の倉庫があります。実際には使えない畑なので畑の面積的には〇〇くらいになります。それを考えると〇〇円位が妥当じゃないかという事で話を持っていきました。それじゃあ高いという事で〇〇円位で落ち着いたという感じになります。以上です。</p>
議 長	<p>そういう事だそうです。</p>
議 長	<p>それでは、凶ります。許可をしてもよろしいですか。よろしければ、挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、議案第8号はすべて許可します。</p>
	<p>はい、あとで調査する予定だったんですけどナビの話が出てきましたよねあれは、使ってますか？ 携帯で皆さん見ってますか？</p>
三島委員	<p>見たけど畦布は昔のやつが出てきて駄目</p>
議 長	<p>皆さん一回くらいは見てるという事ですね。</p>
事務局	<p>農地ナビは国の事業で全国の農業委員会に無償で整備されました。あれから6年度経過しましたが、地図の更新はされていません。更新するにあたっては各市町村費ですする必要があります。土地改良事業が殆ど終わり、換地登記もだいぶ進み、更新をする時期かなと思っはいるんですけど町の財政が厳しいので、現在出来ない状態です。そうは言いましても、仕事を進めるうえでは、更新は必要ですので、財政と相談を進めていこうと考えています。</p>

議長	<p>はい、それではナビを活用してください。次にいきたいと思います。</p> <p>議案の第9号 農地法第4条の規定による許可申請を受理をしたので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは説明致します。7ページになります。整理番号1土地の所在が手々知名字 寺俣 ○○ 畑 2,660㎡ 自作地です。こちらは1筆となっております。申請人は手々知名の株式会社○○です。転用目的が作業所, 仮設コンテナ, 駐車場 となっております。</p> <p>今日添付した説明資料で転用とは別にそれで説明したいと思います。</p> <p>意見書よろしいでしょうか。場所がですね, こちらが作業場で今回の申請場所がこちらで現在菊が植えられていました。こちらは平成21年に農業用施設という事で用途変更しております。この当時、転用という事で5条で上がってたんですけども今回なぜ4条で上がってきたかと言いますと所有者が○に変わってますのでこの辺から変わってきます。4条でそして事業計画も変わって事業も変更されてますので新たに4条で提出して下さいということであげていただきました。それでは農地転用に関する許可基準からみたいという事で農地区分, こちらは農用地区域内となっております。この緑が区域内です。茶色が農業用施設です。農用地区域内の農業用施設となります。本来なら農用地区域内は転用できませんが用途という事で, 農業用施設なら転用できますよという事です。申請地は上手々知名内集落にあり申請人の既存の農業用施設、事務所、作業場の受託に隣接してある申請地の周辺は10ha以上農地の広がりが見られる。和泊長農業振興地域整備計画において農用地区域内農地と指定されている, 平成21年に農業用施設用地として変更済みである。そして一般基準なんですけれども検討事由で1番から11番まである所になります。検討事項, 農地の区分と転用目的, 申請農地が甲種第1種, 第2種である農地においてその農地を申請する事がやむを得ないと認められる時はその理由という事で, その意見決定理由といたしましてその右通り申請地は農用地区域内で用途変更済みである強化の例外である農用地利用計画の指定用途に供する場合に該当するので適当であるというふうにしております。</p> <p>2番資金の調達においては金融機関から融資及び補助金を活用する計画、融資証明書及び資金決定通知書により転用目的は現実と認められるので適当という事になってます。4番申請に係る用途に地裁なく蔵することの確実性</p> <p>4番は申請人は令和3年度産地パワーアップ事業の決定済みである事から実現確実であると判断しました。7番計画面積の妥当性という事で作業場○○</p>

	<p>m²と仮設コンテナハウス面積〇〇m²及び駐車場〇〇m²を設置するには適当であるということになります。9番周囲の農地などに係る営農条件への支障の有無なんですけど、被害防除計画書記載の通り支障は無いものと認める。という事です。あとは、一時転用ではありませんし協議することはありませんでしたので以上です。あと、こちらをですね総合意見といたしまして申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はない、現地確認を田浦委員と私で行っております。審議をして頂いて承認を得ましたら6月に開催される鹿児島県農業会議の意見聴取に出させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、質問などありますか。(なしの声) 許可をしてもよろしいですか。(はいの声) はい、それでは次にいきたいと思います。議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請を受理したので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは説明致します。整理番号1 土地の所在 喜美留字尻ノ田 〇〇 畑 〇〇m²の内の〇〇m² 自作地 こちらは千葉県にお住いの〇〇さんです。変更後の転用理由といたしまして牛舎 乾燥牧草置場 運動場 権利の種類が所有権移転を伴います。譲受人が喜美留にお住いの〇〇さんです。対価が〇〇円です。こちらは用途変更済みとなっています。2月22日総会で承認をいただいて、県の方から回答いただきまして用途変更が済んでおります。土地改良地区で水のきてる所なので土地改良区と県との協議に時間がかかりましたが回答がいただけました。それでは意見書をご覧ください。農地の区分なんですけれども先ほどと同じように農用地区域内農地となっております。農地利用計画指定用途です。こちらは喜美留集落の北側に位置し主に飼料用作物の栽培が行われている農地である。申請地域周辺は10ha以上の農地の広がりが見られます。町が定めた農用地区域農地に指定されています。今回の抵当事項、1番からいきます、農地の区分は申請地の1は農用地区域内農地と判断される許可の例外である農業用施設に該当するという事です。2番 資金の調達については自己資金を計画しており金融機関の残高証明書において間違いないと認められます。3番 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況 転用行為の妨げとなる権利を有する者はいない。4番 申請に係る用途に遅れなく供することの確実性 申請人は畜産中中心の経営をしている。転用計画からして遅滞なく供することの確実性はある。7番 計画面積の妥当性 申請地に簡易畜舎、飼料置場、運動場を設置するにあたり〇〇m²は妥当である。9番 周囲の農地などに係る営農条件</p>

	への支障の有無 被害防除計画書記載の通り支障は無いものと認める。11番の回答ですが土地改良区鹿児島県と協議済みであるということから総合意見といたしまして許可相当である申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はない。現地確認を伊地知委員と私でしています。総会で承認を得られましたら同じく鹿児島県農業会議の意見聴取に出させていただきます。以上で説明をおわります。
議長	はい、質問などありますか。(なしの声)
議長	それでは、諮りたいと思います。 許可してよろしければ、挙手をお願いします。
	全員挙手
議長	挙手多数でしたので、議案第9号は許可をしたいと思います。
	次に、議案の第11号 農地利用集積計画（基盤法）の作成について 農業経営基盤強化法促進法第18条の農地利用集積計画を作成したので審議をお願いします。
事務局	はい、議案11号は相対の契約になります。12号は公社を通した契約になります。一つ一つ説明すると長くなるのでそれは割愛させていただきます。議案の13号につきましては23、24ページは県の公社を通した売買という事で所有者から公社が借り受けるという事になっております。買受予定者は和の〇〇さんです。反あたり約〇〇円となっております。お金の支払い及び土地の引き渡しの日程といたしまして来月の14日となっております。
議長	はい、それでは新しいところだけ説明を求めます。それでは6番 三島委員
三島委員	〇〇さんは今まで息子に貸していましたが息子と解約して〇〇さんに貸すことにしました。
議長	はい、次7番をお願いします。伊地知委員。
伊地知委	はい、耕作者変更になります。

議長	はい、8番は親子です。家族経営して子供さんが頑張るそうです。9番目早川委員お願いします。
早川委員	みなしの解消です。
議長	はい、10番
谷山委員	10番もみなしの解消になります。
議長	はい、12番 平田委員
平田委員	はい、これもみなし解消になります。
議長	19ページの4番 これは親戚同士で私が紹介しました。8番 お願いします。
外山委員	貸付する人の意向での変更になります。
議長	なにか質問ありますか（なしの声） それでは11号12号13号一緒にお諮りします。 許可してよろしければ、挙手をお願いします。
	全員挙手
議長	挙手多数でしたので、許可をします。 次に、議案第14号 農地移動適正化あつ旋事業実施要領第9に基づくあつ旋 申し出があったので説明をお願いします。
事務局	はい、売りのあつ旋申し出が4件で出ています。整理番号1 土地の所在が 国頭 安座 〇〇 畑 〇〇㎡ 農用地内で基盤整備はされてません。所有者 申出者が国頭お住まいの〇〇さん。希望価格は相場です。整理番号2番 土地の所在が仁志字 内窪 〇〇 畑 〇〇㎡あと、赤水に2筆ありまして 合計で〇〇㎡ 沖縄県宜野湾にお住まい〇〇さん希望価格は相場でお願いしま すという事です。整理番号3番 玉城字 玉城川 〇〇 畑 〇〇㎡ 沖縄 県浦添市にお住まいの〇〇さん 希望価格は相場でお願いいたしますという事 です。整理番号4番 玉城字 前田原 〇〇 畑 〇〇㎡ あと、玉城字 イ

	ンカマ 〇〇 畑 〇〇㎡ 合計 2 筆で〇〇㎡ 沖縄県浦添市お住まいの〇〇さん、こちら相場でお願いしますという事でした。買いのあつ旋申し出も出ています。土地の所在が 内城字 雨降屋 〇〇 畑 〇〇㎡ 同じく内城字 雨降屋 〇〇 畑 〇〇㎡ 合計〇〇㎡ 永嶺在住の〇〇さんから出ております。上限〇〇円希望です。〇〇さんは認定農業者です。あつ旋は以上です。
議長	はい、では売りのあつ旋からいきたいと思います。 1 番のあつ旋委員は 2 名で相場はどうですか
今井委員	海のすぐ上なので〇〇～〇〇円くらいかなと思います。
議長	川間委員はどうですか。
川間委員	一部使えない場所もあったりするので、それを引くと〇〇～〇〇円くらいかなと思います。
議長	はい、それでは〇〇～〇〇円でいきたいと思います。次 2 番いきたいと思います。亘委員が使ってるとの事なのであつ旋委員は私と大江委員でいきたいと思います。大江委員相場はどうですか。
大江委員	先月、〇〇さんが会長と何人かで現地確認して内窪の所は基盤整備もされてない畑かん入ってないという事で、相場より少し下げて〇〇円くらいでいいと思います。後 2 筆は海岸沿いで畑かんもないという事〇〇～〇〇の間でよろしいかと思ひます。以上です。
議長	はい、3 筆〇〇～〇〇円という事でよろしいですか。(はいの声) はい、次の 3 番 あつ旋委員は玉野委員と根折の山田委員でよろしいですか。(はいの声) 相場はどうですか。
玉野委員	キビを作ってるんですけど水が溜まりやすくキビの出来も悪いんで〇〇～〇〇円位だと思います。
議長	それではあつ旋委員を玉野委員と山田委員に指名し、あつ旋価格を〇〇～〇〇円でいきたいと思います。宜しければ挙手をお願いします。
	全員挙手
議長	挙手多数でしたので、あつ旋委員を玉野委員と山田委員に指名し、あつ旋価格を〇〇～〇〇円に決定します。

	次に、4番目は玉城の玉野委員願います。
玉野委員	はい、こちらは1筆で使ってるんですけど大きいところは所有者が違うんですよ、前はみなしでやってたんですけどい今は〇〇さんに貸してるみたいです。1筆で使ってるみたいです。
議長	1筆で使って小作料はどこに支払ってるんですか。
玉野委員	そこまで聞いてなかったです。
事務局	戸籍取って調べてみます。
議長	あと1筆の大きい所は誰が使ってるんですか。
玉野委員	〇〇さんが使ってます。ここも石が出てくるそうであまりいい条件ではないので〇〇～〇〇円位かなと思います。
議長	はい、皆川も頑張ってください。次、買いのあつ旋にいきたいと思います。あつ旋委員は私と村山委員でいきたいと思います。本人の都合で〇〇円までという事ですけど村山委員どうですか。
村山委員	はい、この畑は長い間遊休地となっていてまして昨年永野さんが借りて昨日所有者の〇〇さんと話をしたところ〇〇円でも良いとのことでした。この生産性の高い所から考えますと、こんな好条件な畑が内城の最低額ですと農業委員の私からすると少し納得いかないかなという感じです。少し話ずれますけども、この間アリーナ建設での説明会の中でですね近隣に駐車場がどうしても必要になるんじゃないかと質問をしたんですけども最低限の価格で売買した場合どうなるか分からないですか、この辺りの畑もこれに基づいてくるんじゃないかと懸念を感じています。本人同士、売りても買い手も納得しているようですが農業委員としてあつ旋価格はもう少し上げてても妥当じゃないかと思っています。
議長	はい、谷山委員どうですか。
谷山委員	はい、場所的に安い気がします。周囲の土地の相場にも影響するようですが双方が納得しているんだったら仕方ないですが、個人的にはもう少し高くてもいいかなと思います。

議 長	あのちなみですが，3年前に〇〇万円で売買してあります。
議 長	内にか他に意見はありませんか。
川畑委員	あっ旋価格は，農業委員会で設定して，後は当人同士の話し合いになりますよね。
村山委員	中畑がだいたい，〇〇万円です
議 長	他に意見はありませんか。
	それでは，あっ旋委員を村山委員に指名し，あっ旋価格を〇〇万円に設定します。よろしければ，挙手をお願いします。
	全員挙手
議 長	それでは，あっ旋委員を村山委員と野村に指名し，あっ旋価格を〇〇万円に設定します。
議 長	次に議案第15号 買受適格証明願いについて，下記の者から買受適格証明願いしを受理したので，農地法第3条の審査基準に従い審議を求める。なお，落札者から本申請があった場合は，農業委員会長の判断で許可しうる旨の審議も併せて求める。 申請者が2名でていますので，説明をお願いします。
	願い人1人目が，玉城〇〇にお住まいの〇〇氏です。現在の耕作面積が37,096㎡です。 次の願い人が，国頭にお住いの〇〇氏です。現在25,893㎡耕作しています。
	今回出ている買受ですが，公売に出ているところが和泊町〇〇畑になります。広報わどまりにも 今回2名の方から申請が出ていますので，農業をされているか，農地法3条の許可要件をもとに審議していただけたら良いと思います。
玉野委員	〇〇氏は，玉城で農業を頑張っていますので問題ないかと思います。

今井委員	〇〇氏も、マンゴーを中心に農業を頑張っているので問題ないかと思いません。
議長	他に質疑ありませんか。
	なしの声
議長	それではお諮りします。 議案第15号、買受適格証明願いを許可してよろしいでしょうか、宜しければ、挙手をお願いします。
	全員挙手
議長	挙手多数でしたので、議案第15号は許可します。 次に議案第16号令和3年度の最適化の目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の最適化活動の目標設定等の案について事務局説明をお願いします。
	これは毎年行っています。農業委員会としての目標を設定し、その活動の点検評価を行っています。それでは令和3年度の最適化の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について令和4年3月31日現在の実績をまとめました。(朗読) それでは、44ページになります。これは、令和4年度の最適化活動の目標になります。(朗読) 最適化活動の活動目標を皆さんに聞き取りをしたところ、6日ということでしたが、国の評価基準が10日の最適化活動を行うとなっておりますので、県の農業会議と協議したところ、10日にしてほしいとの事でした。皆さんの希望は6日でしたの、月の活動目標は8日としますので、よろしくをお願いします。以上で説明を御願います。
	それでは、議案第16号について、承認してよろしければ挙手をお願いします。
	全員挙手

	<p>挙手多数です。承認します。</p> <p>この目標に向けて、頑張っていきましょう。</p>
	<p>これですべての、審議は終わりましたが、何かございませんか。</p> <p>それでは、次期総会についてですが、4年6月23日（木）午前9時からです。</p> <p>議案締め切りは6月15日、現地確認は6月16日です。これで本日の総会は終わります。お疲れ様でした。</p>
議長	<p>19ページの4番 これは親戚同士で私が紹介しました。 8番</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年4月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____